

熊本市営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱要領

制定 令和 7 年（2025 年）2 月 14 日公共建築部長決裁

（目的）

第 1 条 本要領は、熊本市が発注する営繕工事（公共建築工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準による工事）における猛暑による作業不能日数の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）作業不能時間

定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する観測所で「熊本」（地点番号 86141）における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間をいう。

（2）作業不能日数

前号の定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時までとした場合の作業不能時間について、過去 5 年分の合計を日数に換算し、5 年平均したものとする。（日数への換算は、8 時間を 1 日として行い、小数点以下第一位を四捨五入する。次号において同じ。）

（3）実施作業不能日数

工期中の当該現場における定時の現場作業時間において、作業不能時間に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。

（対象工事）

第 3 条 本要領の適用を行う工事は、4 月から 10 月までの全て又は一部の期間を工期に含む工事とする。

2 前項の工期は、余裕工期期間を除いた期間とする。次条において同じ。

（工事発注時の取扱い）

第 4 条 発注者は、工事発注に際し、実施設計において算出した工期に次に掲げる各号の区分に応じた日数を加算し、工期の設定、予定価格の算出を行うものとする。

（1）4 月から 10 月までのうち全ての日が工期に含まれる月

当該月の作業不能日数

（2）4 月から 10 月までのうち一部の日のみが工期に含まれる月

作業不能日算定に使用する WBGT 値 31 以上の時間数に、当該月における工期に含ま

れる日数の割合を乗じた時間数により算定した作業不能日数

2 発注者は、前項により工期に加算した作業不能日数を「猛暑による作業不能日数」として、特記仕様書等に明示するものとする。

(工期の変更に係る取扱い)

第5条 実施作業不能日数が、前条第2項において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)2月27日から施行する。